

梅ヶ枝中央会計

資本政策における各種手法

Q 資本政策を策定するにあたり、各種手法がありますが、どのようなものですか？
 A 各種手法のメリット・デメリットに留意する必要があります。

以下の主な手法のメリット・デメリットにつき、留意が必要です。

資本政策	資金調達	安定株主の確保	株主構成是正	優秀な人材の確保 (インセンティブ)	事業承継
株式移動		○	○		
第三者割当増資	○	○	○		
新株予約権付社債	○		○		
ストックオプション			○	○	
従業員持株会	△	○	○	○	○
種類株式	○		○		
中小企業投資育成制度	△	○	○		○

各手法の実施における持株比率に留意が必要です。

資本政策	概要	決議機関	上場における規制等
株式移動	事前に当事者間で合意して、株式の譲渡・譲受を行うこと。	非公開会社(取締役設置会社)の場合、定款で別段の定めがある場合を除き 取締役会決議 。	移動内容等を開示し透明性を確保することで、 特段の制限無 。
第三者割当増資	・特定の第三者(役員、従業員、金融機関及び取引先等)に付与することによって募集株式を発行する方法。 ・払込金額は通常「時価」。	(非公開会社(取締役設置会社)) 募集事項は、 株主総会の特別決議 。但し、株主総会の特別決議により 取締役会に委任 することができる。なお、 委任の有効期限は1年間 。 割当ての決定は 取締役会決議 。但し、定款で別段の定めが可能。	制限期間中(直前期+公開日の前日)の増資を行っている場合、 公開後6ヵ月 を経過するまでの間、継続的所有。

資本政策	概要	決議機関	上場における規制等
新株予約権付社債 (非分離型)	・新株予約権を付した社債で、新株予約権の分離譲渡はできない。 ・権利行使する時は、社債の償還金を払込金に充当(代用払込み)あるいは金銭を払込に充当あるいは両者の並用。	(非公開会社(取締役設置会社)) 株主総会の特別決議 。なお、株主総会の特別決議により募集事項の決定を 取締役会に委任 することができる。	制限期間中(直前期+公開日の前日)の発行及び権利行使を行っている場合、 公開後6ヵ月 を経過するまでの間、継続的所有。
ストックオプション(=無償。有償を含めて、「新株予約権」)	役員又は従業員 にインセンティブ目的で付与する 新株予約権 (新株予約権とは、会社に対して行使することにより当該会社の株式の交付を受けることができる権利(会社法2条1項21号)。		制限期間中(直前期+公開日の前日)の発行及び権利行使を行っている場合、 公開日の前日までの間 、継続保有
従業員持株会	・一般従業員での 勤続年数等での制限可能 。 ・ 子会社は可能 。ただし、 関連会社は困難 (投資信託法への抵触の可能性有)。 ・ 役員は、困難 (会社法上の問題)。 ・ 配当還元 のメリット	一般的には、「民法上の組合」(民667条)。 →事務コストや運営管理の煩雑さなどから、多くは 証券会社に委託する組合方式 。運営は、日本証券業協会の「持株制度に関するガイドライン」に沿う必要。	・株式移動・第三者割当の場合と同様。 ・一定の要件を満たす場合、 50名以上への割当 でも、金融商品取引法上、「 一人株主 」と認定。
種類株式	利益配当や議決権を行使できる事柄について内容の異なる株式のことをいう。	異なる種類の株式の内容によって、決議要件はさまざまである。 ・ 特殊決議 3/4 に留意	株式移動・第三者割当の場合と同様。
中小企業投資育成制度	・50%まで投資可能→ 安定株主 対策。 ・国税当局と合意された算定方式→ 事業承継対策 。 ・キャピタルゲインではなく、 配当を志向	第三者割当の場合と同様。また、配当優先株(種類株式)形式の場合、種類株式の発行手続(特殊決議 3/4 に留意)	第三者割当の場合と同様。